

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年3月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500186 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500026 号

第1 結論

昭和 42 年 2 月から昭和 45 年 7 月までの請求期間、昭和 49 年 1 月から同年 2 月までの請求期間及び昭和 57 年 6 月から昭和 62 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月から昭和 45 年 7 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 2 月まで
③ 昭和 57 年 6 月から昭和 62 年 9 月まで

私は、社会保険事務所（当時）の担当者から過去の未納分を全て納付できると聞いて、請求期間①、②及び③について、A 社会保険事務所（当時）の窓口で現金でまとめて納付したのに、請求期間①、②及び③の国民年金の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びB市が作成した請求者の国民年金被保険者名簿により判断すると、請求者の国民年金手帳記号番号は平成元年 4 月に払い出され、この手続により、請求者は昭和 57 年 6 月 26 日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間とされており、制度上、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号の払出時期において、請求期間③の一部（昭和 57 年 6 月から昭和 61 年 12 月までの期間）は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間①、②及び③の国民年金保険料について、請求者は、昭和 61 年以降 B 市に居住していた時に、A 社会保険事務所の窓口で現金により一括して納付したと主張しているが、その当時、国民年金について B 市を管轄しない A 社会保険事務所が、B 市に住所がある請求者に係る国民年金保険料を取り扱うことはできない。

なお、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる検索を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500184 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500086 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年 6 月 26 日から同年 7 月 1 日に訂正し、平成元年 6 月の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

平成元年 6 月 26 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年 6 月 26 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 6 月 26 日から平成 2 年 5 月 1 日まで

A 社に、昭和 58 年 11 月から平成 7 年 9 月までの期間、正社員として勤務した。退職するまでの間、請求期間も含め、業務内容及び雇用形態に変化はなかったが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成元年 6 月 26 日から同年 7 月 1 日までの期間については、A 社が提出した賃金台帳（写）及び当該事業所の回答から、請求者は、当該事業所に勤務し、給与から平成元年 6 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳（写）に記載されている社会保険料額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写）から、事業主が請求者に係る資格喪失日を誤って平成元年 6 月 26 日として届け出たことが確認でき、事業主は平成元年 6 月に係る厚生年金保険料につ

いて納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成元年6月26日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成元年7月1日から平成2年5月1日までの期間については、上記賃金台帳（写）から、請求者が当該事業所に勤務していることは認められるものの、給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「請求期間当時の社会保険事務担当者は死亡しており詳細は不明であるが、賃金台帳から判断すると、請求者の請求期間における勤務時間が短いため、アルバイトとして勤務していたと思われる。なお、当時の正社員の勤務時間は、1日8時間で、1か月が25日勤務であったと思われる。」旨を陳述しており、当該賃金台帳（写）から、請求期間のうち、平成元年7月から平成2年2月までの期間においては、請求者の給与形態が月給から時間給に変更されていることが確認でき、請求者の勤務時間は月30時間から107時間（A社の回答から、正社員の勤務時間は月200時間と推定）であったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法による被保険者資格取得の請求期間当時の取扱いは、「1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者については、原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべきもの。」とされており、この基準に基づいて事務処理がなされてきたところ、上記事業所からの回答及び当該賃金台帳（写）から、請求者は請求期間のうち、平成元年7月から平成2年2月までの期間において、当該基準を満たしていなかったものと推認できる。

加えて、A社に係るオンライン記録から、請求者は当該事業所において昭和58年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成元年6月26日に同資格を喪失後、平成2年5月1日に当該事業所において被保険者資格を再度取得するまでの期間に請求者の記録はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成元年7月1日から平成2年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500187 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500087 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 9 月 4 日から平成 3 年 1 月 26 日まで
請求期間は、A 社に勤務し、B 社工場において、業務を行っていたが、その期間の厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者に係る雇用保険の被保険者記録等から、A 社に請求期間である平成元年 9 月 4 日から平成 3 年 1 月 25 日までの間勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の代表取締役にも 2 回文書照会を行ったものの回答がなく、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者資格に関する届出状況及び厚生年金保険料控除の状況が確認できない。

また、A 社に係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）に、請求期間において請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

さらに、A 社において、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 13 名に文書照会（4 名が回答）をしたところ、請求者を記憶する者（1 名）は、「請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か分からない。」旨を陳述している。

加えて、請求者の派遣先である B 社において、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 4 名に文書照会（3 名が回答）をしたところ、請求者を記憶する者（1 名）は、「請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か分からない。」旨を回答しており、請求者の給与からの厚生年金保険料の控除が推認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500185 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500088 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 10 月 23 日の標準賞与額に係る記録を 13 万円とすることが必要である。

平成 21 年 10 月 23 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 10 月 23 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 10 月 23 日

私は、A 社から請求期間に賞与が支給され、受け取った賞与明細書には厚生年金保険料が控除されているのに、当該期間の賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する支給年月の記載が無い平成 21 年度上期賞与明細書及び請求者と取引がある金融機関から提出された流動性預金異動明細表から、請求者は、請求期間に A 社から 13 万 977 円の賞与が支給され、標準賞与額 13 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。